

共生支援 レジリエンス ご利用にあたってのフローチャート

① 事件の発生（逮捕・勾留）

被疑者・被告人等に心理的見立て及び心理的アプローチの必要性があるケース。

② 依頼書の送付（FAX・メール）

申し込み先 一般社団法人 共生支援レジリエンス

所在地 〒705-0022 岡山県備前市東片上230番地 備前商工会館3F 東備綜合法律事務所内

電話 080-2941-6356 / FAX 0869-93-4582

メール info@kyoseishien-resilience.com

依頼書の様式は当法人のホームページよりダウンロードしてください。

URL

③ 打診会議

概ね3日以内に担当カウンセラーを決定し、担当カウンセラーから連絡させていただきます。

**被疑者被告人等の障害特性等によりカウンセリングの効果が見込めないと判断される場合は、
不受理とさせていただきます。その場合は事務局からご連絡いたします。**

④ 被告・被告人等に対する面談（インテーク面接）

依頼者（弁護士）と担当カウンセラーで相談の上、被疑者・被告人等との面談日時の決定。

※ 効果的なインテーク面接実施のためには、30～45分が必要ですので、できる限り時間制限の緩和された同行接見をお願いします。

⑤ カウンセリングの実施

インテーク面接の結果、内省・心理的アプローチが期待できると判断された場合は、定期カウンセリングを実施し、必要に応じて更生支援計画（カウンセリング計画書）の作成及び**カウンセラーの情状証人としての出廷をさせていただきます。**

※ 内省・心理的アプローチが有効でないと判断された場合は、終結とさせていただきます。

⑥ カウンセリングの継続

刑事手続き終結後も、被疑者・被告人等がカウンセリング継続を希望した場合は、定期的なカウンセリングを実施する場合があります。

※ ⑤もしくは⑥が終わった段階で、当法人より担当弁護士にカウンセリング報告書及び請求書を送付させていただきますので、日本弁護士連合会の【罪に問われた障がい者等の刑事弁護等補助金給付制度】から報酬が支払われたのちに、当法人まで支援報酬のお支払をお願いいたします。